LEGAL REPORT

「就業規則の改訂による競業避止義務について」

2012.03.01



猪木・手島法律事務所 弁護士 猪 木 健 二 □弁護士登録 平成4年4月 (登録番号22432)

□事務所設立 平成7年4月

口主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 岡山芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13.~ 岡山弁護士会住宅紛争

審査会・紛争処理委員

 $H14.02.01 \sim H22.03.31$

岡山県建設工事紛争

審査委員

 $H17.04.\sim H18.03$

岡山弁護士会副会長

H18.05.~H21.04

日弁連ADR委員会委員

H18.08. ~ 手島弁護士と事務

所合併

H22.07.~ 岡山県収用委員会

委員

1 はじめに

「就業規則が改定され、退職後も3年間は競業他社に就職することが禁止されました。このような改訂は有効なのでしょうか。守らなから損害賠償請求を受けることがありますか。」という相談が寄せられました。

法律的にみてどのような問題があるのか解説してい きたいと思います。

2 そもそも就業規則で退職後の就業を制限することができるのか

就業規則は就労中の労働条件について定めるものです。退職後のことについてまで、就業規則をもって画ー的に拘束することはできないのではないかとの疑問もあり得るところです。

しかし、退職後の競業避 止義務も就業中の労働に付 随した性質を持つものとし て、就業規則に定めることが できると理解するのが一般で あろうと思います。

3 就業規則の不利益変更

(1)前記のとおり退職後の競

業禁止は労働条件の一種と して捉えるのが一般です。

そして、就業規則の改訂 により新たに競業避止義務 を課すというのは、労働者に とって就業規則の不利益変 更ということになります。

(2)就業規則の不利益変更 の有効性の判断

不利益変更によって労働者の既得権を奪い、不利益な労働条件を一方的に課すことは原則として許されません(労働契約法9条)。

ただし、同法10条では 変更後の就業規則を労働者 に周知させ、かつその変更 が

- ① 労働者の受ける不利益の程度
- ② 労働条件の変更の必要 性
- ③ 変更後の就業規則の内容の相当性
- ④ 労働組合等との交渉の 状況
- ⑤ その他就業規則の変更 に係る事情

に照らし合理的であれば有 効であるとしています。①~ ⑤を総合的に評価して判断 するということです。

(3)では、競業避止義務を課

す就業規則の場合どのよう に評価されるのでしょうか。

①この義務は、労働者の職業選択の自由を制限する ものであり、「重大な不利益」 であると考えられます。

②使用者にとっての必要性、守られるべき利益とは、 営業上の秘密保持、既存顧 客(取引先等の人的関係) の維持などが考えられます。

しかし、単に潜在的な顧客を奪われない利益というのでは足りないと考えます。

③労働者に重大な不利益 を課すものである以上、義務 の内容は制限的なものであ る必要があります。一般的に は、

イ) 期間・地域等の範囲が制限されていること

例えば退職後3年営業対象地域での競業のみを制限 する場合などです。

ロ)義務を課される対象労働者の地位・職務が限定されていること

例えば、営業秘密を扱う 者などに限定することなく一 般従業員にまで競業避止を 課す場合は無効とされる可 能性があります(大阪地裁H 12.6.19判決参照)。

⑤その他の事情としては 代替措置が採られているか 否かが極めて重要な判断要 素となるでしょう。

例えば退職金の加算、在職中の特別手当などです。 金額については使用者や市 場の規模によっても異なるものと思われますので一概に 幾らが妥当かは言えません。

以上を参考に具体的に検 討していくべきです。

4 競業避止義務違反に基 づく損害賠償請求

(1)退職後労働者が、競業避 止義務に違反して競業他社 に成職しあるいは起業とした 場合に、使用者に生じるから に対してする。 実しい問題でするとしまして ができていないとし事何も あります(東京地裁H21.1.19 判決、判例時報2049号135 頁参照)。

形式的に競業避止義務に 違反したにすぎない事案に おいては、具体的な損害を 想定しにくいのではないでし ょうか。

なお、予め負担すべき損害賠償額を予定をしておくことは労働基準法16条に違反し無効です。

しかし、そもそも「損害が

生じたことが認められる場合」なのかが厳しく問われる、制制をですから、裁判官が認め、裁判官が認め、はり安易にはありませがありませが、はない。(2) はいるでは、関係をできるというのではない。というのではない。というのではない。というのではない。というのではない。というのでは、実質的に関係をできまりな行動が前提にあるケースです。

例えば、もとの使用者の 会員たる生徒に勧誘を行い 125名を自らの進学塾に入 会させたという東京学習協 力会事件では、一定期間の 授業料に利益率30%を乗じ た額を損害として認定しました(東京地裁H2.1.17)。

5 まとめ

本レポートは、「競業避止 義務・秘密保持義務」(信山 社)を中心に参考にしまし た。

(2012.03.01)